坂瀬川小学校　いじめ防止基本方針

Ｉ　いじめの定義と基本的な考え方

いじめは,「児童等に対して,当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって,当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。 （いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」は，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

このことから，全ての教職員が「いじめは，決して許されない」「いじめは，どの学校，どの学級でも起こりうる」「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という基本認識に立ち，全ての児童が安全で安心して学校生活を送る中，様々な活動に取り組み，一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう，いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では，家庭，地域社会，関係諸機関との連携のもと，いじめの未然防止及び早期発見に取り組み，いじめがある場合は適切かつ迅速に対処するために，いじめ防止基本方針を定める。

なお，いじめの基本認識は，次のとおりである。

いじめの基本認識 ・いじめは，人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。 ・いじめは，どの児童にも，どの学校にも起こりうるものである。 ・いじめは，大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。 ・いじめは，いじめられる側に問題があるという見方は間違っている。 ・いじめは，その行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。 ・いじめは，教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。 ・いじめは，家庭教育の在り方におおきな関わりを有している。 ・いじめは，学校，家庭，地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって真剣に取り組むことが必要である。

２　いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには，教職員がいじめを絶対に許さないという確固たる信念をもち，いじめを鋭く見抜き，いじめを防止する具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのために教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う必要がある。

また，いじめ防止においては，保護者の理解と協力を得て，連携して取り組むことが重要である。保護者に対し，いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに，インターネットやＳＮＳ等を通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

３　いじめの未然防止　～いじめを生まない土壌づくり～

いじめ問題において，「いじめが起こらない学級・学校づくり」等，未然防止に取り組むことがもっとも重要である。そのためには，「いじめは，どの学級にどの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち，好ましい人間関係を築き，豊かな心を育てる，

「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景，学校の特性等を把握した上で，年間を通した予防的な取組を計画し，協力・協働体制で実施する必要がある。

（１）互いに認め合い，支え合い，助け合う仲間づくり

子どもたちが主体的な活動を通して，自分自身を価値ある存在と認め，大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」を作る取り組みが大切である。子どもたちにとって，教職員の姿勢は，重要な教育環境のひとつである。教職員が子どもたちに対して愛情をもち，配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが，子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり，いじめの発生を抑え，未然防止の上で大きな力となる。

① 児童との信頼関係

児童は教職員の振る舞いに目を向けており，教職員の振る舞いに人としての模範を求める傾向にある。教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけ，結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は，児童の良き模範となり，慕われ，信頼されることが求められる。

② 教職員同士の協力体制

組織的な対応を行うためには，教職員の共通理解が必要であり，互いの学級経営等について相談できるとともに，気軽に話ができる職場の雰囲気が大事である。そして，校内組織が有効に機能し，諸々の問題へ対応できる体制づくりとともに，児童たちと向き合う時間を確保し，心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自尊感情を高める教育活動

授業をはじめ，学校生活のあらゆる場において他者と関わる機会をもち，それぞれの違いを認め合う仲間づくりが大切である。また，教職員の児童への温かい言葉かけが「認められた」という自己肯定感につながり，児童の自尊感情の高まりにつながると考える。

（２）自他の命や人権を大切にする心をはぐくむために

① 人権教育の充実

いじめは，相手の「基本的人権を脅かす行為であり，人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また，子どもたちが人を思いやることができるよう，人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに，人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

道徳科の授業を通して，未発達な考え方や道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」を未然に防止するとともに，「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる必要がある。そのためにも児童の実態に合わせて，内容を十分に検討した主題や教材等を取り扱った道徳科の授業を実施する必要がある。児童の心が揺さぶられる教材に出会わせ，人としての「気高さ」や「心づかい」，「やさしさ」等に触れさせることで，児童が自身の生活や行動を振り返り，いじめの抑止へとつながる。

③ 体験学習の充実

児童が他者や社会，自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで，生命に対する畏敬の念，感動する心，共に生きようとする心に自ら気付き，体得できるよう，環境体験や自然体験，福祉体験等，発達段階に応じた体験活動を体系的に教育活動に取り入れていく。

4　早期発見のために

早期発見の基本は，①児童の些細な変化に気付くこと，②気付いた情報を確実に共有すること，③情報に基づき速やかに対応することである。いじめは，教職員や大人が気付きにくいところで行われ，潜在化しやすいものである。教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り，いじめを見抜く目を養うことが重要である。さらに定期的な面談や各種調査を併用し，いじめの早期発見に努める。そして，調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行う必要がある。

（１）　いじめ発見のきっかけ

文部科学省「令和２年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると，いじめ発見のきっかけの割合第５位までは次のような結果になっている。

①	アンケート調査等学校の取組	（５９．２％）
②	本人からの訴え	（１５．６％）
③	学級担任が発見	（　９．７％）
④	本人の保護者の訴え	（１１．５％）
⑤	学級担任以外の教職員	（　１．２％）

このことから，定期的な「心のアンケート」等の実施を行い，いじめの早期発見につなげたい。また，学級担任，学級担任以外の職員は，児童との信頼関係を十分築き，日頃から相談しやすい関係を築く。さらに，家庭との連絡帳や学級だより等で，日常的に家庭との連携を図っておくことや「愛の１・２・３運動＋１」等で全職員，家庭・地域・関連機関と協力していじめの早期発見に努める。

（２）　早期発見の手立て

① 日常の観察

教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけるとともに，休み時間や昼休み，放課後等において児童の様子に目を配り，いじめの早期発見に努める。また，早期発見のためのチェックリスト等を活用する。

【観察の視点】

・児童の成長の発達段階を考慮し，丁寧で継続した対応を行う。
・担任を中心に児童が形成するグループやグループ内の人間関係の把握に努める。

② 日記や連絡帳の活用

日記や家庭との連絡帳の活用を図り，担任と児童・保護者の連携を密にとり，気になる内容等があれば教育相談や家庭訪問等を行い，速やかに対応する。

③ 教育相談の実施

日常的な教職員からの声かけ等を通して，児童が気軽に相談できる環境を作っておく。さらに，定期的な教育相談の機会を設け，全児童を対象に教育相談を実施する。また，必要に応じて個別の教育相談も実施する。

④ いじめ実態調査アンケートの実施

いじめ発見の手立ての一つとして認識したうえで，定期的な実施を行う。また，教育相談の事前資料として活用するなど，実態に応じて随時実施する。

5　早期の適切な対応

いじめの疑いや認められる行為が発見された場合，校長のリーダーシップのもと，いじめ防止対策委員会が中心となり，事実関係の把握，被害児童のケア，加害児童の指導など，問題の解消までの対応を行う。

（１）いじめ問題対応の流れ　別途・・・・・「いじめ対応マニュアル」参照

（２）いじめ対応の留意点

① いじめを発見した場合は，まず，被害児童の安全を確保するとともに，校長に報告する。

② 校長は，いじめの報告を受けた場合は，いじめ防止対策委員会を招集し，適切な役割分担を行い，被害児童のケアや被加害児童等関係者からの聞き取り等を行い，その後の対応方針を決定する。

③ いじめられた児童のケアは，養護教諭やスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

④ いじめが確認された場合は，被害・加害児童ともに保護者へ事実関係を伝え，家庭と連携を図りながら問題の解決にあたる。

⑤ 必要があると認める時は，加害児童について被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等，被害児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を取る。

6　ネット上のいじめへの対応

（１）　研修及び啓発の推進

① インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め，啓発や授業に活用する。

② ネット上のいじめの予防を図るため，児童や保護者への啓発を行い，家庭での使用上のルールづくりを推進する。

（２）　早期発見・早期対応のために

① 学校での情報モラルの指導だけでは不十分であり，家庭での指導が不可欠である。そのため，保護者と緊密に連携・協力し，双方で指導に努める。

② 平素から情報を得るよう心がけるとともに，相談しやすい体制を整えておく。

（３）　関係機関との連携

① ネット上のいじめが発見された場合，学校や保護者だけでは解決が困難な場合があるため，保護者の協力のもと，関係機関との連携を図り，速やかな解決を図る。

7　重大事態への対応

◎重大事態への対処（学校の設置者又はその設置する学校による対処） 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 （いじめ防止対策推進法 第２８条）

（１）　事実関係の把握
基本調査（初期調査）を実施し，大まかな事実関係の把握をする。（情報集約担当者）

（２）　専門家の参加
調査のための組織に必要に応じて専門家を加える。（過半数を第三者である外部の専門家とする。公平性・中立性の確保のため）

（３）　聞き取りの実施
いじめを受けた児童からの聞き取りの実施。（可能な場合）

（４）　アンケート・ヒアリングの実施
在籍児童や教職員からのアンケート・ヒアリングの実施。

（５）　関係者への説明
保護者や本人などの関係者等に進捗状況や結果の説明の実施。

（６）　事務局機能の充実
教育委員会派遣指導主事等の指導による事務局機能の充実。

８　いじめ防止のための校内組織
いじめ防止等に組織的に対応するため，「いじめ防止対策委員会（危機管理対策委員会）」を設置し，基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認，定期的な検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。

（１）　構成員
校長，教頭，教務主任，養護教諭，情報集約担当者，人権教育主任，生徒指導主任，特別支援教育コーディネーター，その他関係職員

（２）　迅速かつ組織的な対応
①　正確な実態把握
・当事者双方，周りの児童から，個々に聞き取り，記録する。
・関係教職員と情報を共有し，事案を正確に把握する。

②　指導体制，方針決定
・指導の方針を明確にし，教職員全体の共通理解を図る。
・指導体制を整え，対応する教職員の役割分担を行う。
・教育委員会，関係機関との連絡調整を行う。

③　児童への支援・指導
・被害児童の保護，及び心配や不安を取り除く。
・加害児童に対して，相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分行うとともに，「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
・インターネット上のいじめについては，インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに，平素から情報を得るよう心がけ，保護者の協力のもと，関係機関との連携を図り，速やかな解決を図る。

④　保護者との連携
・いじめ事案解決のための具体的な対策について説明する。
・保護者の協力を求め，学校との指導・連携について協議する。

⑤　いじめ発生後の対応
・児童及び保護者に対して，継続的に指導・支援を行う。

９　おわりに
この基本方針をもとに，教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し組織的に取り組むことで，いじめのない坂瀬川小学校の実現を目指していく。